



## 千葉大学ユニオンニュース 第 80 号 2013 年 6 月 28 日

編集・発行：千葉大学ユニオン 事務局：西千葉キャンパス総合校舎G号館 401 室 メール：cuu@e-mail.jp

電話・FAX：043-290-2234 HP：http://www.age.cc/~cuu/（過去のニュースもご覧になれます）

☆職場でお困りのこと、お気づきのこと、ご質問・ご意見をお寄せください。

### 附属学校園教職員の給与減額に反対し団交申入れ

臨時特例法による職員給与の減額の対象から除外されていた、地方自治体との人事交流により職員となった者の俸給・手当の減額に反対し、ユニオンは大学側に団体交渉を申し入れました。

千葉県が職員の給与を減額する動きを受け、法人側により 6 月 11 日に過半数代表およびユニオンに対する「給与減額措置に伴う千葉県の動向等に関する情報提供の説明会」が開催されました。これは、千葉大学においてはこれまで臨時特例法による職員給与の減額の対象から除外されていた、「地方自治体との人事交流により本学の職員となった者」の俸給や手当を、6 月 18 日の県議会で給与引き下げ条例が可決されるのにあわせ、7 月から減額の可能性を含め検討する、というものでした。ユニオンは、これに反対し、6 月 19 日に団体交渉を申し入れました。それにもかかわらず、法人側は 7 月 1 日からの就業規則改正のための過半数代表とユニオンに対する説明会を 6 月 21 日に開催、6 月 26 日に過半数代表に対する意見聴取を行いました。今後予定される団体交渉の場では、ユニオンはこの給与引き下げが不当であることを訴えていくつもりです。

2013 年 6 月 19 日

千葉大学長  
齋藤 康 殿

#### 団体交渉申し入れ

千葉大学ユニオン 第 10 期 委員長 栗田 禎子  
(ユニオン印)

平素よりの大学運営のご尽力に敬意を表します。

さて、先の 6 月 11 日に開催された「給与減額措置に伴う千葉県の動向等に関する情報提供の説明会」には、千葉大学の教職員の給与にかかわる重要な事項が含まれておりました。これをうけ、千葉大学ユニオンは、以下の事項について団体交渉を申し入れます。

なお、交渉日時については労使間で相談のうえ、遅くとも開催 3 日前までに決定することを、お願い致します。

○地方公共団体との人事交流により職員となった者の俸給月額、地域手当等俸給月額に連動する手当、期末・勤勉手当の減額について

千葉大学ユニオンは、教職員にとって最も重要な労働条件である給与の減額には、反対です。

以上

### 有期労働教職員の雇用に関する協議報告

ユニオンニュースの前号（第 79 号）でお伝えしたとおり、改正労働契約法の全面施行に対応した就業規則等の改正に伴う、非常勤職員、非常勤講師などの有期雇用教職員の雇用をめぐる見解を伺うべく、4 月 10 日に協議を申し入れ、約 50 日後の 5 月 28 日に協議が開催されました（協議申し入れ書の概要は、ユニオンニュースの前号を、詳細はユニオン HP：<http://www.age.cc/~cuu/>をご覧ください）。

#### 非常勤職員等から常勤職員への採用の促進について

千葉大学では、有能な非常勤職員等を常勤職員へ登用するために、「勤務経験のある非常勤職員等を常勤職員として採用するための試験」が行われています。しかしこの試験によって、常勤職員へ登用された者の数は少数にとどまっており、採用枠を拡大すべきとの声が、千葉大学ユニオンに寄せられています。

そこで、ユニオンは、この試験の過去の出願者数と採用者数を尋ねたところ、法人側は、「例年の採用数は数人だが、出願者数との比率を見れば決して少数とは言えない」と述べ、平成 24 年度は出願者数 37 名に対し合格者 2 名、23 年度は 64 名に対し同 4 名、22 年度は 48 名に対し同 6 名と回答しました。

しかし、ユニオンは、医学部附属病院にて職員の流動性が高く、新規採用も多いことを把握しており、この合格者の多くが医療職ではないかと考え、内訳を事務職と医療職にわけて示すよう求めました。その結果、事務職は平成 24 年度の合格者 2 名のうち 1 名、23 年度の同 4 名のうち 1 名、22 年度の同 6 名のうち 3 名に過ぎないことが、判明しました。

なお法人側は、採用は「一般の筆記試験が基本である」と述べ、「勤務経験のある非常勤職員等を常勤職員として採用するための試験」による採用枠の拡大には消極的です。

#### 非常勤職員の契約の更新回数の上限撤廃について

国立大学の非常勤職員の契約期間は、「採用日の属する事業年度の範囲内」つまり単年度が通常です。この契約の更新回数については、大学間で差がありますが、佐賀大学、徳島大学では更新回数の上限を撤廃しています。千葉大学ユニオンは、今年 4 月に全面施行された改正労働契約法の趣旨に則るならば千葉大学でも更新回数の上限を撤廃すべきと考えます。

これに対して法人側は、「非常勤職員の仕事は、臨時的な職務なので、更新回数の上限を定めるのは当然であり、上限の撤廃は考えていない」と述べました。

言うまでもなく、「非常勤職員の仕事＝臨時的」という解釈は

不正確です。もし臨時的ならば、「同じ仕事をこなす非常勤職員」を新たに探す必要はありません。しかし実際には、千葉大学はもはや非常勤職員なしでは成り立たない状態になっています。こうした非常勤職員への恒常的な依存を「臨時的」と捉える法人側は、はたして現場の状況を正確に捉えているのか甚だ疑問です。

### 更新できる契約期間の変更について

非常勤職員就業規則によると、千葉大学では、非常勤職員について1年単位で雇用契約を締結し、連続して更新できるのは3年まで、但し業務の都合により必要がある場合は追加で2年まで延長可能となっています（こうした雇用契約のあり方は、俗に「3+2年」と称されています）。これに対して、ユニオンは「なぜ3+2年であって、5年ではないのか？一旦3年で打ち切る理由は何か？」と疑問を呈しました。

これについて法人側からは、「専門職を除けば、一回の契約期間は3年を超えてはならない、と法律で書かれている。この事実に合わせている」との回答がありました。

しかし、非常勤職員は飽くまで1年毎の契約ですから、上記の回答には、説得力はまったく見出されません。

### 近隣の教育研究機関との職場の相互移動システムの構築について

上にある「更新回数の上限の撤廃」が出来ないとするならば、千葉大学での通算契約期間が5年に達した非常勤職員のうち希望する者が、千葉大学近隣の教育研究機関で雇用されるよう、千葉大学がこれらの機関と連携することはできないのか訊いてみました。

これについて法人側からは、「千葉大学と比べると、その近隣の教育研究機関は組織が小さい。従って、ユニオンの言う連携は無理である。そもそも、どの教育研究機関でも、非常勤職員の採用についてはHPで公開しているのだから、現状どおりで良いのでは」との回答がありました。

### 非常勤講師の契約の更新回数について

4月1日に改正された非常勤職員就業規則では、（これまで適用外だった）非常勤講師についても、更新回数の上限が設けられました。しかし、非常勤講師についてはこれまでどおり上限を設けない国立大学（東大、一橋大、東京外大など）もあります。そこでユニオンは、千葉大でも他大学に倣い、上限の撤廃を行えないのか訊いてみました。

これについて法人側は、「更新回数の上限を設定することが最善と判断した」との回答でした。更に、非常勤講師のやりくりの調整に混乱が起きる可能性が高いことについては、「とにかく4月に改正した就業規則に基づいて努力して欲しい。困ったことがあれば人事課へ相談して欲しい」と述べるのみでした。

今回の協議では、千葉大学は他大学のようになるべく悪影響が出ないよう努力しようとする姿勢に乏しいことや、4月に改正された就業規則を堅持せんとする姿勢が、改めて鮮明になりました。

今回の規則改正によって、現場の困惑・混乱が出始めていますが、今後それは増大することでしょう。ユニオンとしては、この問題を注視し続けて参ります。

## ユニオン第10回定期総会が開催されました

6月13日（木）午後6時より、西千葉キャンパス教育学部2号館1階 2112教室にて、千葉大学ユニオン第10回定期総会が開催され、新執行部が発足いたしました。総会報告は、次号に掲載いたします。

## 新入教職員歓迎・交流会を開催します

新入教職員歓迎・交流会を下記の日時で開催します。皆様、お誘い合わせのうえご参加ください。今回の歓迎会では、敦賀原発内の活断層調査等にご活躍されている、理学部地球科学科の宮内崇裕さんに、ミニ講演をしていただく予定です。新入教職員の方を迎え、交流を深めましょう！

【日時】 7月9日（火）午後6時～8時

【会場】 西千葉キャンパス 生協フードコート4

【会費】 お一人1000円。新入教職員の方は無料

## 第9期委員長挨拶

この1年間、なんとか第9期委員長を務めることができました。これもひとえに第9期の執行部ならびにユニオンメンバーの皆さんのおかげであると思っております。今後も我々の生活に直結するような厳しい労働条件の変更が予想されます。自分たちの生活を守り、職場をより良いものにするために、今後ともユニオンの活動にご理解とご支援をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

第9期委員長 亀尾浩司

## 第10期新委員長挨拶

世間では「アベノミクス」をマスコミがまだ持ち上げていますが、給料は上がらず、物価は上昇し、生活は苦しくなるばかり。．．．というのが、実は国民の多くの実感ではないでしょうか。それどころか国立大学の場合は、昨年来の給与や退職金の減額で、労働条件は目に見えて悪化しています。不安定な雇用形態で働かざるを得ない職員も増えています。

ひょんなことからユニオンの委員長をお引き受けすることになりました。普段は文学部の片隅で歴史（専門は中東史）を研究している人間なので、組合活動や交渉ごとには不慣れなのですが、執行委員一同で力を合わせて、少しでも働きやすい職場を作りたいと思います。千葉大で働くみなさん、どうか職種や立場を超えて、さまざまな要望・意見をユニオンまでお寄せ下さい。

第10期委員長 栗田禎子

加入申込書

電話・ファックス:043-290-2234

千葉大学ユニオン委員長 栗田禎子 殿

千葉大学ユニオン規約\*を承認し、千葉大学ユニオンに加入します。 2013年 月 日

ご氏名:

ご所属:

ご連絡先: (メールアドレス)

(内線番号)

\*千葉大学ユニオン規約は千葉大学ユニオンHPをご参照ください。